

## 秦野市国民保護協議会等について

### 1 国民保護法における市町村の責務

国民保護法の規定に基づき地方公共団体が行う事務は、国が本来果たすべき役割に係るもので適正な処理を確保する必要があるものとして「法定受託事務」とされています。市町村の責務には、おおむね次の事務があります。

#### (1) 平時における責務

- ア 国民保護協議会の設置（国民保護法第39条）
- イ 「国民保護計画」の策定（国民保護法第35条）

#### (2) 有事における責務

- ア 国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部の設置（国民保護法第27条・第183条）
- イ 住民への警報の伝達等の実施（国民保護法第47条）、避難実施要領の策定（同法第61条）とこれに基づく住民の避難誘導等（同法第62条）、救援の実施等（同法第76条）、安否情報の収集等（同法第94条）、退避の指示等（同法第112条）等

### 2 秦野市国民保護協議会

秦野市国民保護協議会は、関係機関・団体の代表者等により構成される市長の附属機関（諮問機関）です。

所掌事務については、国民保護法第39条第2項に規定されており、市長の諮問に応じて市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること、市国民保護計画の作成または変更（軽微な変更を除く）の審議に関することなどです。

また、第40条では協議会の組織について規定されており、会長は市長をもって充てること、委員の選任区分、委員の任期は2年であること等が規定されています。

平成18年6月に市長から諮問のあった「秦野市国民保護計画」の策定について、5回にわたる審議を経て、平成19年2月に答申を行ったものです。

### 3 秦野市国民保護計画の概要

#### (1) 基本的事項

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、秦野市国民保護協議会の答申を踏まえ、市国民保護計画を平成19年3月に策定しました（5編で構成）。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」抜粋

(市町村の国民の保護に関する計画)

第35条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

## (2) 計画の骨子

### 第1編 総論(1～13頁)

- ・ 本市の責務(1頁)
- ・ 国民保護措置に関する基本方針(3頁)
- ・ 本市の役割及び関係機関の事務又は業務等(5頁)
- ・ 計画が対象とする事態等(12頁)

### 第2編 平素からの備えや予防(14～33頁)

- ・ 組織・体制の整備(危機管理体制及び地域防災計画を準用)(14頁)
- ・ 関係機関との連携体制の整備(防災のための連携体制の活用、近隣市町村との連携、指定公共機関等との連携)(18頁)
- ・ 県等と連携した訓練の実施(25頁)
- ・ 避難実施要領の作成(27頁)
- ・ 生活関連施設の把握(28頁)
- ・ 物資、資機材の備蓄等(30頁)
- ・ 啓発等(32頁)

### 第3編 武力攻撃事態等への対処(34～73頁)

- ・ 事態認定前における危機管理対策本部の設置(34頁)
- ・ 認定後における市対策本部の設置(36頁)
- ・ 関係機関相互の連携、自衛隊部隊の派遣要請の求め、警報の伝達(40頁)
- ・ 避難住民の誘導等(46頁)
- ・ 避難所の供与、生活関連物資等の給与、医療の提供等(50頁)
- ・ 安否情報の収集・整理(56頁)
- ・ 退避の指示等(63頁)

### 第4編 復旧等(74～77頁)

- ・ ライフライン施設の応急復旧(74頁)
- ・ 輸送路の応急復旧等(75頁)

### 第5編 緊急対処事態への対処(78頁)

- ・ テロ等の緊急事態における武力攻撃事態等への対処に準じた対処

## 4 秦野市国民保護計画策定までの経過

平成16年 9月 「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(国民保護法)」等が施行

平成18年 1月 消防庁が「市町村国民保護モデル計画」を策定

3月 ・神奈川県国民保護計画を策定

・平成18年第1回市議会定例会において「秦野市国民保

- 護協議会条例」及び「秦野市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」が可決、施行
- 6月～10月 国民保護協議会を3回開催し、素案等について協議
- 10月 市議会に素案を送付
- 10月～11月 パブリックコメントを実施
- 12月 国民保護協議会（4回目）を開催
- 平成19年 1月 国民保護計画素案を県と事前協議
- 2月 国民保護協議会（5回目）を開催し、計画案について答申がなされる
- 3月 ・市国民保護計画案が県知事との協議終了  
・市国民保護計画を策定
- 4月 議員連絡会にて議会に報告
- 5月 広報紙により閲覧等について広報、市ホームページに掲載
- 12月 日本郵政公社が郵便事業㈱に変更になったことに伴い、市国民保護計画を改正

## 5 秦野市国民保護対策本部・秦野市緊急対処事態対策本部

### (1) 秦野市国民保護対策本部

武力攻撃事態等に至った状況において、国からの通知により本市が指定を受けた場合に、本市は、「秦野市国民保護対策本部」を設置するもの。この対策本部の構成は、市長を本部長とし、その他市長が任命する市職員が構成員。

「武力攻撃事態等」とは、我が国に対する組織的・計画的な武力の行使が発生した事態若しくはその事態が発生する明白な危険が切迫している事態又はこれらの事態の発生が予測される事態をいいます。

「国からの通知」とは、国民保護法第25条第1項及び第2項の規定により、内閣総理大臣が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について閣議決定を求め、その決定があったときは、総務大臣を経由してその地方公共団体に対して通知することをいいます。

### (2) 秦野市緊急対処事態対策本部

武力攻撃に準じる事態等の緊急対処事態が発生した状況において、本市は、「秦野市緊急対処事態対策本部」を設置します。設置手続及び構成員は、国民保護対策本部の場合と同様です。

「武力攻撃に準じる事態等の緊急対処事態」とは、次の事態が発生することをいいます。

ア 発生初期の段階では、武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態

イ 武力攻撃に準じる手段を用いた攻撃より甚大な被害が生じる事態

## 6 国民保護法における国、県、市等の役割

